

# 訪問看護ステーション マザー 運営規程

医療法人社団博慈会

## 訪問看護ステーション マザー 運営規程

### （事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人社団博慈会が設置する訪問看護ステーションマザー（以下、「ステーション」という。）の職員及び業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営管理を図るとともに、指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営及び利用者等に対する適切な指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の提供を確保することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援しその心身機能の維持回復を目指し、生活状況の向上に努めるものとする。

- 2 ステーションは、事業の運営にあたって、静岡市、地域包括支援センター、保健、医療又は福祉サービスを提供する者と密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

### （事業の運営）

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い、主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士又は作業療法士、言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

### （事業所の名称等）

第4条 訪問看護を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称：訪問看護ステーション マザー
- (2) 所在地：静岡市葵区赤松8番地の16

### （対象者）

第5条 対象者は次のとおりとする。

- (1) 要介護認定を受け、介護サービス計画により要請を受けた者
- (2) 認知症や、脳血管障害後遺症等で寝たきりに陥る恐れのある者であって、主治医が理学療法及び作業療法を必要と認めた者
- (3) 疾病、負傷により、過程において継続して療養を受ける状態にある者で主治医が必要と認めた者
- (4) その他、各種公費負担者

### （職員の職種、員数及び職務内容）

第6条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。但し、介護保険法と関連法に定める基準を下回らないものとする。

- (1) 管理者  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 訪問看護師  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。
- (3) リハビリテーション職員  
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

### （営業日及び営業時間）

第7条 ステーションの営業日及び営業時間は、事業所の医療法人社団博慈会職員就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は通常月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。

（利用時間及び利用回数）

第8条 訪問看護の実施時間は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とするものとする。

- 2 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。但し医療保険適用となる場合は、健康保険法の定めるものとする。

（訪問看護の提供方法）

第9条 主治医の指示に基づいて、ステーションの職員が家庭に訪問し、看護計画書を作成し、訪問看護あるいはリハビリテーションを行う。

（訪問看護の内容）

第10条 ステーションの訪問看護の内容は、次のとおりである。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥創の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア・認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) その他医師の指示による診療の補助

（緊急時における対処方法）

第11条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（利用料）

第12条 利用料は基本利用料と他の利用料からなる。

1 基本利用料

ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。但し、支給限度額を超えた場合は、超えた分の全額を利用者の自己負担とする。
- (2) 医療保険の場合は、健康保険法等に基づく額を徴収する。

2 前項に定めるもののほか、その他の利用料として利用者から支払いを受ける額は別表1のとおりとする。

3 費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文章で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 ステーションは、利用者から利用料の支払いを受けたときは、基本利用料とその他の利用料について、個別の費用ごとに区分して記載した領収書を交付する。

（通常の事業の実施地域）

第13条 サービスの実施区域は静岡市内とする。（概ね、事業所から半径10km以内とする）

（守秘義務）

第14条 訪問看護にあたる職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。

（相談・苦情）

第15条 ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

- 2 ステーションは、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

（事故処理）

- 第16条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
  - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（その他運営についての留意事項）

- 第17条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 2 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から2年間保管しなければならない。
  - 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団博慈会が定めるものとする。
  - 4 激甚災害等が発生した場合には、訪問看護をやむを得ず中断する。また予定訪問ができない状況もある。

（虐待防止に関する事項）

- 第18条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - 3 虐待の防止のための指針を整備する。（医療法人社団 博慈会 虐待防止マニュアルを参照）
  - 4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - 5 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。  
医療法人社団 博慈会 虐待防止委員・教育委員が担当する。
  - 6 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（附 則）

- この規程を、平成12年 3月15日から施行する。  
この規程を、平成16年 8月 1日改正施行する。  
この規程を、平成18年 6月 1日改正施行する。  
この規程を、平成20年 4月 1日改正施行する。  
この規程を、平成23年11月 1日改正施行する。  
この規程を、平成25年 4月 1日改正施行する。  
この規程を、平成26年 4月 1日改正施行する。  
この規程を、平成26年12月 1日改正施行する。  
この規程を、平成27年 5月 1日改正施行する。  
この規程を、平成27年 8月 1日改正施行する。  
この規程を、平成28年 6月 1日改正施行する。  
この規程を、令和元年10月 1日改正施行する。  
この規程を、令和 6年 1月 1日改正施行する。

（別表1）

適用法	摘要（種別）	利用料
健康保険法 及び 高齢者医療制度	営業日以外の訪問加算	1 回ごと 2,000円
	交通費 5kmまで 5kmを超え1km増すごとに	300円 50円
各法共通	時間超過（1時間30分を超えた看護） ※長時間訪問看護加算を算定する日は徴収しない	30分ごと 5,000円
	衛生材料	実費
	死後の処置料 カテーテル抜去・顔の整容 上記以上の事を行った場合	7,500円(+消費税) 15,000円(+消費税)
	死後の訪問 (医師による死亡診断までの訪問)	30分ごと 5,000円